

# **岩手県鳥獣保護センターのあり方について**

**平成 30 年 6 月**

**岩手県鳥獣保護センター運営委員会**

# 目 次

1	はじめに	1
2	運営状況の現状と課題	
(1)	幼傷病野生鳥獣の救護	2
(2)	幼傷病野生鳥獣治療業務の委託	3
(3)	幼傷病野生鳥獣保護飼養ボランティア	3
(4)	幼傷病野生鳥獣の救護に関する技術指導	4
(5)	県民への情報発信、教育学習	4
3	運営体制、施設・設備の現状と課題	
(1)	職員体制	4
(2)	施設・設備	5
4	基本的な方向	5
5	今後のあり方	
(1)	機能・役割について	6
ア	幼傷病野生鳥獣の救護	6
(ア)	收容・治療	6
(イ)	機能訓練・野生復帰	6
(ウ)	終生飼養	6
(エ)	指定獣医師・ボランティアとの連携	7
(オ)	NPO等との連携による救護に関する技術指導	7
イ	県民への普及啓発活動	7
ウ	調査・研究の実施と協力	7
エ	野生鳥獣管理対策への協力	7
(2)	運営体制について	8
(3)	施設・設備等について	8
	(資料)	
1	岩手県鳥獣保護センター運営委員会設置要綱	1
2	岩手県鳥獣保護センター運営委員会委員名簿	3
3	岩手県鳥獣保護センターのあり方の検討経緯	4

# 岩手県鳥獣保護センターのあり方について

## 1 はじめに

近年、社会情勢や人々の意識、野生動物の生息状況などに変化が生じ、傷病鳥獣救護については、愛護思想に基づく救護を軸に鳥獣保護思想の普及を図るという位置づけから、生物多様性<sup>1</sup>の保全とそのため科学的保護管理という考え方が主流となりつつあり、救護の位置づけが変わりつつあります。

このような背景から国では平成 28 年 10 月に全部改正した「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」(平成 28 年環境省告示第 100 号。以下「指針」という。)の中で、傷病鳥獣救護について、生態系は野生生物の生と死によって成り立っており、自然の傷病による鳥獣の死も生態系の重要な一要素であることと、もともと人道的な行為として救護が行われてきたことを踏まえつつ、生物多様性の保全への貢献に重点を置いて対応を検討するよう示しています。また、鳥獣保護センターについては、科学的、計画的な鳥獣保護及び管理の総合的な拠点として位置づけ、鳥獣保護管理センター等として既存施設の機能強化又は新たな施設整備等に努めることとされました。

岩手県では、鳥獣保護管理法に基づき策定した「第 12 次鳥獣保護管理事業計画」において、岩手県鳥獣保護センター(以下「センター」という。)を幼傷病鳥獣救護の拠点として位置付け、応急治療を中心とした一次救護を行う県内の指定獣医師と連携しながら、治療から機能訓練、野生復帰訓練までの二次救護の他、野生鳥獣保護等に関する普及啓発及び情報発信、大学・動物園等の研究・教育・展示等への協力を行っていくこととしています。

しかし、現状は鳥インフルエンザを含めた感染症対策が困難であることや老朽化した倒壊施設が放置されるなど、施設上の課題、治療に当たる獣医師の安定した確保や技術の継承など運営上の課題があります。

このため、センターの機能・役割が効果的に発揮できるよう、その運営について助言することを目的とする岩手県鳥獣保護センター運営委員会において、現状の課題を整理し、生物多様性の保全に資する傷病鳥獣救護と今後のあり方について、センターの設置目的や方針の転換も視野に入れ検討しました。

センターは、傷病野生鳥獣の救護や環境学習を通して、生物多様性の保全に貢献できる県内唯一の施設としての機能を果たせるよう、本報告書に沿って、機能・役割を見直すとともに、施設・設備の整備や効果的な運営が図られることを望みます。

1 地球上のさまざまな環境に適応した、個性を持った特有の生きものがいること。そしてそれぞれがさまざまな相互的作用によってつながり合っていることを「生物多様性」と呼び、“生命の豊かさ”を包括的に表す概念です [1]

## 2 運営状況の現状と課題

### (1) 幼傷病野生鳥獣の救護

#### ア 収容・治療

センターに運び込まれる野生鳥獣の数は、近年 100 頭羽前後で推移しており、平成 25 年度以前と比較すると救護件数は減少しています。これは、平成 26 年 4 月以降、有害捕獲状況等に基づき、「有害性が高い鳥獣」について救護対象外とする種を従来の 13 種から 24 種として見直しを図ったことが救護件数の減少につながったと考えられます。

また、診療記録について、体系的な記録保管がされていないため、職員が変わると技術が継承されず、貴重な救護データが活用されていないという課題があります。

#### ○収容状況

区分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
鳥類(羽)	169	95	146	68	87	95
獣類(頭)	37	23	37	13	23	8
計	206	118	183	81	110	103

#### イ 機能訓練・野生復帰

野生復帰のための機能訓練・野生復帰訓練については、平成 13 年度に屋内訓練舎が整備され、平成 21～22 年度には、飼養育舎の施設整備など施設面の充実が図られており、放野率は約 3～4 割の状況にあります。

#### ○放野率（収容数に占める放野数の割合）

区分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
鳥類(%)	37.3	28.4	37.7	47.1	42.5	44.2
獣類(%)	32.4	13.0	27.0	30.8	43.5	0.0

#### ウ 終生飼養

野生復帰ができず、センターで飼養している鳥獣（終生飼養鳥獣）は、平成 30 年 1 月現在、鳥類が 15 羽、獣類が 0 頭となっています。

指定獣医師が安心して幼傷病野生鳥獣の保護・治療を引き受けるためには、センターに収容施設があることが不可欠であり、今後もその機能を果たしていく必要があります。

しかしながら、断翼等の処置がされ、将来的に放野できないものなどについて、限られた施設規模や人員、予算の中でどこまで保護すべきか、終生飼養鳥獣の有効活用が図られないか、「鳥獣保護センターにおける収容個体の取扱いに関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」に基づき検討を行う必要があります。

なお、当該ガイドラインに基づき、大学等への調査研究への検体提供や、動物公園への展示のための譲渡等を行っているほか、終生飼養を幼傷病野生鳥獣保護飼養ボランティアへ依頼しているものもあります。

○終生飼養されている鳥獣の種類

(平成 30 年3月現在)

区 分	種 類	計(羽)
鳥類	オオハクチョウ(6)、トビ(5)、ノスリ(1)、コハクチョウ(1)	13

**(2) 幼傷病野生鳥獣治療業務の委託**

広大な面積を有する本県においては、センターへ直ちに搬入できない状況も多いことから、毎年度、一般社団法人岩手県獣医師会(以下「獣医師会」という。)に委託し、応急治療を中心とした一次救護を獣医師会に指定を受けた一般開業獣医師(以下「指定獣医師」という。)が実施しています。

また、高度な治療が必要な場合等に対応するため、公益財団法人盛岡市動物公園公社へ業務委託を行っています。

しかし、一次救護を担う指定獣医師においては、人道的な観点から傷病鳥獣が持ち込まれる場合が多く、救護対象外種を設けていることの理解が得られない場合もあります。

また、指定獣医師の中で野生鳥獣救護の意義等を含めた知識や意識が広く浸透していないことや、野生鳥獣を受け入れることでの動物病院内での感染症リスク等の問題があります。

○指定獣医師及び動物公園への委託状況

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
指定獣医師数(人)	56	55	54	51	53
鳥類(羽)	11	24	18	19	19
獣類(頭)	5	5	4	5	5
計	16	29	22	24	24

**(3) 幼傷病野生鳥獣保護飼養ボランティア**

幼傷病野生鳥獣保護飼養ボランティアの制度は、平成 17 年度に自宅で保護飼養を行う飼養ボランティア、平成 20 年度にはセンターで保護飼養の補助を行う一般ボランティアが設けられ、平成 29 年 12 月現在 19 名のボランティアを委嘱しています。

このうち、一般ボランティアについては、平成 29 年 12 月末現在、3 名を委嘱していますが、近年、活動実績は少ない状況となっています。

また、飼養ボランティアに終生飼養を依頼することについては、自然界の生き物のつながりの中で生きていく野生動物の本来の姿が維持されないばかりでなく、動物由来感染症の問題や、その飼養を見た人の飼育欲求を高めてしまうなどの恐れもあります。

○一般ボランティアの平成 29 年度活動状況

区 分	委嘱人員	活動延べ日数	活動内容
一般ボランティア	3 名	2 日	給餌、清掃、草刈り等

○飼養ボランティアへの飼養依頼状況(平成 29 年 12 月末時点)

区 分	依頼人数	鳥獣種と数	飼養後の見込み
飼養ボランティア	3 名	フクロウ 1 羽 フクロウ 1 羽 キジ(幼鳥) 1 羽	終生飼養 治療後放鳥予定 放鳥予定

#### (4) 幼傷病野生鳥獣の救護に関する技術指導

センターでは、現在、年 1 回指定獣医師・ボランティア合同研修会を開催し、救護事例の紹介や救護・給餌方法の研修を行っています。また、飼養ボランティアに対する幼傷病野生鳥獣の給餌や取り扱いに関する助言等を行うこととしていますが、平成 29 年度の指定獣医師やボランティアからの相談実績はありませんでした。

#### (5) 県民への情報発信、教育学習

県の公式ホームページにセンターのホームページを設けていますが、センターから県のネットワークに接続できないことから、情報発信などの活用があまり行われていない状況です。

センターは、傷病野生鳥獣の救護を通じて、野生鳥獣を取り巻く現状や生物多様性保全の重要性に直接触れることができる県内唯一の施設ですが、感染症対策や施設の安全対策等の理由により一般公開をしておらず、見学・研修等を希望する場合には、県自然保護課が窓口となり受け入れを行っています。

○施設見学等受け入れ状況

	人 数	内 訳
平成 27 年度	45 名	岩手大学獣医学科(34 名)、北稜中学校(5 名)、米内中学校(1 名)、日本獣医生命科学大学(1 名)、一般(1 名)
平成 28 年度	57 名	岩手大学獣医学科(35 名)、岩手大学農学部(21 名)、一般(1 名)
平成 29 年度	47 名	岩手大学獣医学科(35 名)、農業高校(12 名)

### 3 運営体制、施設・設備の現状と課題

#### (1) 職員体制

現在のセンターの職員体制は、非常勤専門職員(獣医師)2名(各曜日1名が勤務)、期限付臨時職員1名(月～金曜日勤務)、日々雇用職員(適宜)となっており、休祝日も対応できる体制としています。

非常勤専門職員(獣医師)については、外科的治療も多いことから、高度な医療技術が要求される一方、勤務曜日や勤務時間が限定されていることから、急に幼傷病野生鳥獣がセンターに搬送され、手術等の処置が必要となった場合、柔軟に対応することが難しい状況にあります。また、1年ごとの任用とされていることから、身分が不安定であることや給与面の待遇の問題もあり、技術や意欲を持った獣医師を安定的に確保していく上でも見直しが必要です。

## (2) 施設・設備

屋内訓練舎については、平成 13 年度に改築され、平成 22 年には飼養育舎( 獣類 )を新築、平成 23 年には飼養育舎( 猛禽類 )・放飼舎・シカ舎を改築し、機能訓練・野生復帰訓練及び飼養のための施設は概ね整備されていると考えられますが、一部の施設・設備がキジ養殖場として設置された当時( 昭和 40 年度 )のものであり、それらについては倒壊施設が放置され、現在使用できない施設もあるなど職員の安全上も問題があります。

また、飼養施設の一部が土間であることや、給排水設備が無いなど、洗浄消毒等が十分に実施できず、感染症対応についての問題点もあることから、必要な設備は、計画的に整備していく必要があります。

放鳥池はハクチョウ等の大型の鳥類のリハビリや終生飼養に必要な施設ですが、野生のカモ類等も飛来し、感染症対策がとられにくい状況となっているほか、池周辺は柵等の設置がなく見学者等の安全面も危惧されることから立入を制限しています。

## 4 基本的な方向

センターの今後のあり方としては、「One World-One Health<sup>2</sup>」の理念の下で傷病鳥獣の救護のみにとどまらず、環境省が指針において推奨する科学的、計画的な鳥獣の保護及び管理の総合的な拠点としてのセンターを目指し、野生動物の生態系における存在意義や動物福祉<sup>3</sup>、及び動物由来感染症に配慮した動物の取り扱いなどについて、センターに関わるボランティア、NPO、獣医師会、大学、動物公園などと共通理解を深めながら、救護を通じた自然環境のモニタリングや調査研究等を実施し、県民の野生鳥獣に関する学習や広報の場となることで生物多様性の保全に貢献することが必要です。

また、豊かな自然環境を有する本県において、今後ますます重要になると考えられる野生鳥獣管理対策を視野に入れながら、この基本的方向に基づき、次のような役割を果たしていけるよう、施設名称の見直しを含め、運営体制や、施設・設備等の整備を図っていくことを提言します。

指定獣医師やボランティアとの連携、動物公園、大学、環境保健研究センターなど関係機関とのネットワークを構築しながら、二次救護( 療養 )、機能訓練・野生復帰に重点を置いた傷病野生鳥獣の救護を実施するとともに救護技術の向上を図ること。

他の動物関連施設、NPO やボランティア等と連携しながら、岩手の野生鳥獣の保護管理を中心とした生物多様性の保全について、普及啓発を行う環境学習の拠点とすること。

動物公園、大学、家畜保健衛生所、環境保健研究センターなど関係機関とのネットワークにより、傷病鳥獣救護を通じた環境モニタリングを実施するほか、野生鳥獣保護管理のための対策や調査研究などに協力すること。

2 「One World-One Health」とは、動物とヒト及びそれを取り巻く環境（生態系）は、相互につながっていると包括的に捉え、獣医療をはじめ関係する学術分野が「ひとつの健康」の概念を共有して課題解決に当たるべきとの考え。2004年に野生生物保全協会（WSC）が提唱した。また、国際獣疫事務局（OIE）は、2009年に「より安全な世界のための獣医学教育の新展開」に関する勧告において、動物の健康、人の健康は一つであり生態系の健全性の確保につながるとする新たな理念として「One World-One Health」を実行すべきである旨を提唱している〔2〕。

3 動物福祉の基本としては、国際的に認知されている次のような「5つの自由」がある。 飢えと渇きからの自由、 不快環境からの自由、 痛み、怪我、病気からの自由、 正常行動を発現する自由、 恐怖、苦悩からの自由。フリーレンジの野生動物においても飼育下に置かれる場合は、この「5つの自由」が担保されなければならない〔3〕

## 5 今後のあり方

### (1) 機能・役割について

#### ア 幼傷病野生鳥獣の救護

##### (ア) 収容・治療

二次救護、機能訓練、野生復帰訓練のための施設としての位置付けを明確にし、これらの機能・役割が継続的に果たせるよう、治療技術・ノウハウの体系的な蓄積が求められます。また、症例数の少ない野生鳥獣治療の技術について指定獣医師への情報提供を含めたネットワークづくりを行い、大学や動物公園と連携した技術研修の実施が必要と考えます。

また、高度な診断・治療が必要となる場合には、動物公園、大学、環境保健研究センターなど関係機関とのネットワークによって対応していく必要があります。

また、こうしたネットワークを活用しながら、収容個体や死亡個体に関するデータの活用等の野生鳥獣に関する調査研究の充実が望まれます。

##### (イ) 機能訓練・野生復帰

野生復帰のための機能訓練を含めたりハビリテーションについては、センターが中心となって幅広く、事例の記録・分析を行い、ノウハウの蓄積を図ることで、イヌワシ等の希少種への応用など、生物多様性の保全への貢献が期待されます。

また、実施にあたっては、いわて野生動物保護ネット（IWC-net）、大学、動物公園、環境保健研究センターなど関係機関・団体とのネットワークを活用しながら、事例研究や勉強会の開催、標準的なプログラムの作成などを行いながら、救護の体制を整えていくことが望まれます。

##### (ウ) 終生飼養

センターは、県内で終生飼養を行うことができる唯一の場所ではありますが、治療して野生復帰できない個体については、ガイドラインに基づき保護する目的や意義を踏まえて、繁殖、研究、展示または教育のために積極的に活用していくことが望まれます。



## **(エ) 指定獣医師・ボランティアとの連携等**

一次救護を指定獣医師が行うことによる動物病院内の感染症リスクや、野生鳥獣の対応による業務負担等の問題がある中で、より公益的な救護を行うための一次救護のマニュアルの整備等の検討が必要と考えられます。

また、野生鳥獣は愛護動物とは異なる救護技術が要求されることから、センターと指定獣医師、動物公園、大学等の関係機関相互の情報交換が可能なネットワーク等の構築及びその活用が望まれます。

また、傷病野生鳥獣救護ボランティアのうち、一般ボランティアについては、活発に活動できるように、参加しやすい仕組みづくりが必要であるとともに、飼養ボランティアについては、野生動物飼養に伴う動物由来感染症リスクの問題や、野生動物のペット化、飼育欲求の刺激のおそれもあることから、今後の飼養ボランティアへの依頼（特に終生飼養）については、依頼する場合の基準等を明確化し、終生飼養個体の活用を図るため、依頼後も継続的に環境教育に活用するなどセンターとの関わりを継続することが必要と考えられます。

## **(オ) NPO等との連携による救護に関する技術指導**

センターは野生鳥獣救護の県内唯一の施設であり、岩手大学やいわて野生動物保護ネット（IWC-net）など関係機関・団体と連携しながら、指定獣医師が相談しやすい体制づくりを進めるとともに、実際に役立つような研修を計画的に行い、獣医師や学生等の研修の場として活用することが求められます。

## **イ 県民への普及啓発活動**

環境教育等を通じて、岩手の自然・野生動物の状況から、健全な生態系や生物多様性の保全について、県民の理解を深め、同時に支援の輪を広げていくことが必要です。

このため、見学スペースや見学プログラムを作成するなど、見学・体験学習等の受入れを積極的に行い、インターネット等を活用しながら、情報発信を行うとともに、他の動物関連施設及び他部局と連携し、広く普及啓発を図ることが望まれます。

## **ウ 調査・研究の実施と協力**

傷病個体や死亡個体について、センターや収容した振興局での調査項目を一元化し、環境モニタリングとして活用可能なデータとして蓄積し、野生動物に生じている問題を早期に把握する等の種々の調査・研究を行う環境省や大学等への積極的な協力をを行いながら、動物由来感染症などの必要な調査については主体的に実施できる場としての活用が望まれます。

## **エ 野生鳥獣管理対策への協力**

大型野生鳥獣の管理等、特に専門性や高度な技術力が必要とされる調査や対策について、専門職員を配置したセンターがその取組を支援するなど、野生鳥獣管理対策への協力が望まれます。

## (2) 運営体制について

傷病鳥獣の機能訓練・野生復帰を含めた治療のほか、調査研究及び環境教育等の実施、施設内の感染症対策など、野生鳥獣に精通した高い技術力のある専門職員（獣医師）の継続的な配置が不可欠であることから常勤職員としての設置が急務であり、他の動物関連施設との兼務等も含めて検討する必要があります。

また、動物園や大学など関係機関・団体に構成する運営委員会を設置し、センターの運営等についての助言や協力体制を継続的に構築していくことが必要です。

## (3) 施設・設備等について

高病原性鳥インフルエンザ等の感染症が施設内で発生した場合の封じ込めが可能となるよう、施設内外は清掃消毒が可能なものとすることや、感染が疑われる個体を収容する隔離室の設置や作業動線を考慮した設備の配置など、現有施設の改修が必要です。

さらに、センターの重要な機能である傷病鳥獣の野生復帰のための機能訓練施設の充実や、「One World-One Health<sup>2</sup>」の理念の下で生物多様性を学ぶ環境学習の拠点として、積極的な普及啓発を行うためにも他の動物関連施設との併設も含めて施設整備を検討していくことが必要です。

### 【引用図書等】

- [1] 日本獣医師会：保全医学の観点を踏まえた野生動物対策の在り方（概要版）
- [2] 日本獣医師会ウェブサイト（オンライン）：日本獣医師会・獣医師会活動指針（<http://nichiju.lin.gr.jp/about/guide.html>）
- [3] 日本獣医師会：保全医学の観点を踏まえた野生動物対策の在り方

( 資 料 )

(趣旨)

第1 岩手県鳥獣保護センターの機能・役割が効果的に発揮できるよう、その運営等について助言を得るとともに、幼傷病野生鳥獣の救護、野生鳥獣の保護管理のための調査研究への貢献などに係る協力体制を構築するため、岩手県鳥獣保護センター運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2 委員会の検討事項は、次のとおりとする。

- (1) 鳥獣保護センターの運営に関すること。
- (2) 鳥獣保護センターの事業計画に関すること。
- (3) 鳥獣保護センターの施設・設備に関すること。
- (4) その他、鳥獣保護センターに関すること。

(組織)

第3 委員会は、次に掲げる者のうちから、岩手県環境生活部長が委嘱又は命ずる委員をもって組織する。

- (1) 獣医学者
  - (2) 一般社団法人岩手県獣医師会の役職員
  - (3) 公益財団法人盛岡市動物公園公社の役職員
  - (4) 幼傷病野生鳥獣応急治療業務指定獣医師
  - (5) 行政関係者
  - (6) その他委員会の運営に必要と認められる者
- 2 委員会に委員長をおき、委員長は委員の互選により定める。
- 3 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから予め委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第4 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年間とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5 委員会は、必要に応じて岩手県環境生活部長が招集する。

- 2 岩手県環境生活部長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6 委員会の事務局は、岩手県環境生活部自然保護課に置く。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、岩手県環境生活部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 22 年 2 月 26 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。

(資料2)

岩手県鳥獣保護センター運営委員会 委員名簿

区 分	氏 名	職 名
関係機関・団体	佐々木一弥	一般社団法人岩手県獣医師会 会長
	辻本 恒徳	公益財団法人盛岡市動物公園公社 園長
	福井 大祐	岩手大学農学部共同獣医学科 准教授
	高橋 知明	いわて野生動物保護ネット 代表 (日本野鳥の会北上支部支部長、指定獣医師)
行政関係者	小笠原 誠 (~H30.3)	岩手県環境生活部自然保護課総括課長
	高橋 一志 (H30.4~)	

(資料3)

岩手県鳥獣保護センターのあり方の検討経緯

開催年月日	場所	検討事項
平成 30 年 2 月 2 日	平成 29 年度 第 1 回運営委員会 盛岡地区合同庁舎	・ 鳥獣保護センターの現状と課題について
平成 30 年 2 月 ~ 3 月	書面等による意見照会	・ 機能・役割について ・ 鳥獣保護センターの運営体制について ・ 鳥獣保護センターの施設・設備について
平成 30 年 3 月 27 日	平成 29 年度 第 2 回運営委員会 盛岡地区合同庁舎	・ 鳥獣保護センターのあり方について
平成 30 年 5 月	書面による意見照会	・ 鳥獣保護センターのあり方について (とりまとめ)
平成 30 年 6 月 6 日	平成 30 年度 第 1 回運営委員会 岩手県公会堂	・ 鳥獣保護センターのあり方について (報告)